

後見人の報酬の在り方に関する ヒアリング（議事録）

後見人の報酬の在り方に関するヒアリング

- 1 日 時 令和元年7月24日（水）午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 会 場 最高裁判所2階中会議室
- 3 出席者 別紙1のとおり
- 4 各団体からの意見書 別紙2のとおり
- 5 家庭局資料 別紙3のとおり

第1 出席各団体の御意見

出席各団体より予め提出された各意見書を敷衍して、以下のとおり意見等が述べられた。

1 公益社団法人 認知症の人と家族の会

- 当事者（本人・介護家族）の立場からすると、本来親族後見人が選任されることが可能なケースでも、中核機関が設置されておらず、親族後見人に対するバックアップが期待できないという理由で、専門職を後見監督人に選任し、本人の財産から報酬を支払うことには不満がある。中核機関の設置は国の責任であるにもかかわらず、地域によって本人に負担を強いることになるのでは、不平等ではないか。
- 専門職後見人が適切な身上監護を行っていないのではないかと。ほとんど面会にも来ないなど、適切な身上監護を行っていない場合には、家庭裁判所から指導したり、報酬を減額したりすべきである。
- 報酬算定の在り方の見直しについては、新しい報酬基準を公表していただきたい。
- 算定基準が不透明だと、安心して成年後見制度を利用しようという気持ちにならない。
- 本人の収入や資産が少なく業務量が多い事案において、後見人が報酬を得られないとすると、後見人のなり手の確保が難しくなることが懸念される。新しい報酬算定基準が導入される場合は、報酬助成制度の拡充が必要である。
- 今回の報酬改定は新規申立て事案を想定していると思われるが、管理継続中の案件についても、報酬の算定方法は変更となるのか。途中で専門職の業務が増えた場合には報酬が変わるのか。また、具体的にはどのようなタイミングで見直すのか。
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携が重要であり、都の支援が必要であると感じている。
- 日常生活自立支援事業を利用している方のほとんどが低所得者であるところ、専門員が中心となり、生活支援員が配慮しながら、本人の生活に寄り添った支援をしている。長期間に渡って日常生活自立支援事業を利用することで、本人の思いに沿った支援が継続できるのではないかと。日常生活自立支援事業による支援が継続できなくなった場合に、成年後見制度につなげるといった棲み分けをしっかりとしていく必要がある。

2 全国手をつなぐ育成会連合会

- 成年後見制度の運用については、身上保護の充実を求める。子どもを託す親の立

場としては、後見事務は身上保護を中心に考えてもらいたい。

- 障害者の場合は資産が多くはない事案も多い。それに応じた報酬ということも考えてもらいたい。
- 専門職団体に対しては、財産保全が前提となっている専門職が多く、本人との面会が疎かになっていることは大きな問題であることを認識し、人として関わっていくためには何が重要なのかについて考えていただきたい。本人の暮らしが理解されなければ、過剰な支出がどうかも分からないはずである。
- 司法の独立性により裁判官の裁量を尊重するあまり、家庭裁判所によって報酬額が異なる結果になるというのは不公平さを感じる。
- 後見人等が行うべき業務の内容（項目）をつまびらかにして、報酬額の積算根拠を明らかにしてもらいたい。報酬額算定の根拠について説明がないと納得しがたい。つまびらかにしてもらえれば、制度の利用のしやすさにつながる。家庭局別紙3-③についても、「見やすさ」だけではなく、記載内容を分かりやすくして本人がメリットを理解できるような整理にしていきたい。
- 報酬の在り方の検討にあたっては、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視の観点から、個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきことを踏まえていただきたい。
- 知的障害者の場合は、親が後見人になるケースが多いが、親族後見人の選任がより推進されることにより、障害者の兄弟姉妹が後見人となることについてプレッシャーを感じる可能性が懸念されるので、配慮していただきたい。
- 後見人等が行うべき業務について、全国標準のガイドラインを作成し、それに基づく研修を行っていただきたい。その際には、「意思決定支援ガイドライン」を参照するなど、本人の意思の尊重を重視した内容としてもらいたい。
- 参考に「後見人の報酬の在り方に関する関係者ヒアリングにおける意見」にガイドラインの案を記載した。定期的な面談と相談、権利擁護、福祉との連携、本人の意思を尊重した金銭管理等、知的障害者とその家族が求める後見人の役割を明示し、後見人がそのラインを下回るような働きしかない場合は報酬を減算し、より積極的に役割を果たす場合は加算するという形で整理した。
- 後見人の選任については、後見人の質が向上するのを待つのではなく、当初から適切な人を選任すべきであり、不適切な方には退場していただきたい。適切な人がより質を上げて本人に関われるようにすることで、報酬も見合ったものになると考える。後見人の交代を柔軟に行うことを可能にするという点でも、裁判所が、中核機関からの意見具申を考慮するといった仕組みが活用されることを期待する。
- 親は子どもである本人の将来のために資産を残すことが多いが、親としては、後見人に本人の財産を保全することを求めているのではなく、本人が活着しているとき

に本人のためにきれいに財産を使ってもらいたいと思っている。

- 知的障害者の場合は、親族後見人として本人の親が後見人に選任されることが多いが、本人のことをよく知っている親が後見人になればよいという考えであれば、制度を利用する必要はない。成年後見制度を利用する価値のある、安心できる仕組みにしてもらいたい。
- 中核機関が設置されていない地域も多いが、中核機関の意見を裁判官が参考にするという意味でその機能や整備は重要である。国としても各自治体に対し、中核機関設置に向けた働きかけをしてもらいたい。

3 公益社団法人 全国精神保健福祉会（みんなねっと）

- 今回の報酬の在り方は、誰にとっての基準になるのか、今一度確認されたい。
- 報酬付与認定を受けても実際には徴収できないような本人の財産が少額の事案では、弁護士や司法書士ではなく、社会福祉士が後見人となるケースが多いと思われる。
- 画一的な認定・評価がしやすい財産管理に比較し、質や量について画一的な認定・評価が難しい身上保護を、家庭裁判所が適切に報酬額として評価できるのか、また、適切な報酬額を算定できるような基準が策定されるのか、不安に思う。
- 将来的に、親族後見人が身上保護、専門職後見人が財産管理を分担するというケースが増えるという見方もある。今回の報酬の在り方の見直しによって、誰が後見人になっても、身上保護を重視した事務が行われるよう、後見人の事務の内容が平準化され、質が担保されるものであってほしいと思っている。
- 障害がある方たちとその家族が「親亡き後」の心配をしなくてよい制度にしてもらいたい。身上保護と財産管理のバランスについて、多くのサンプルを取得し、モニタリングを繰り返し、精度を上げてもらいたい。
- 以前に川田龍平参議院議員から各家庭裁判所による報酬決定の最大値及び中央値に関する質問が出され、最高裁判所事務総局からは統計がないため答えられない旨の答弁があった。報酬の基準やめやすの検討に当たっては、実態を把握する必要があるのではないか。
- 家庭裁判所の書記官の業務が多忙であり、報酬の算定にあたり、定期報告書による書面での確認を偏重せざるを得ない体制では、定期報告が報酬基準をクリアするための報告となりかねず、書類上は後見業務が適正と判断されてしまい、後見業務の内容を把握できないことになる。家庭裁判所の監督について、人員配置などの体制の充実が伴うよう希望する。今後は、行政職や支援者が関与する仕組みも必要ではないか。後見人の事務内容をチェック・把握することにより、報酬基準が機能することになるのではないか。
- 人権擁護の観点から、従前の財産管理を偏重した後見事務から身上保護も重視し

た後見事務に変わるという素地がまだできていないと思われる。これから利用する当事者のためにも、今後もこのような場を設けてもらい、ブラッシュアップしていただきたい。

4 一般社団法人 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構

- 後見人等の報酬が適正かという点については後見人等によって、頻繁に本人に会いに行く人もいれば、何年も会わないという人もあり、後者のような場合には、現在の報酬の基準は高い気がするが、頻繁に会いに行っている後見人についてみれば、かえって少し低いようにも感じる。
- 後見人の仕事は財産管理が表に出やすいが、現実はその以外にも身上保護や意思決定支援などを行っている場合が多い。後見人に対する支援体制が見えにくいいため、後見人の担い手もなかなか増えないのではないかと考える。成年後見制度の利用促進を進めていく観点からも、適切な報酬が分かりやすく設定されていれば本人、後見人等にとっても良いのではないかと考える。
- 後見人が本人に対して行った支援に対する評価を明確にすべきである。精神障害者は、後見よりも保佐・補助の類型で後見制度を利用することが多く、保佐人・補助人から意思決定支援をしてほしい場合が多いと思う。本人をいかによく理解し、その意思決定を支援しているかという点を裁判所が評価して報酬に反映すれば、保佐人・補助人において本人支援へのモチベーションが上がるのではないかと考える。
- 基本計画の趣旨を踏まえた後見人等に期待される役割について、現在選任されている後見人等は本人を尊重した支援を行っていると思うが、私たち当事者が心配しているのは、自分たちの決定を受け入れてくれるのかどうか、自分たちの意思とは別の方向に物事が進んでいかないかどうか、ということである。
- 精神障害のある本人は、気持ちが揺らぎやすい特性がある。精神障害のある方は、自分の意思を持っていても、後見人から「こっちの方がいい」、「この方があなたには合っている」と言われると、なかなか意思を示せず、本人の意思とは別の方向に物事が決まってしまう危険性もあると考える。そうならないためにも、本人の意思を尊重し、受け入れてくれる体制が今以上に必要ではないかと思う。自己決定権を尊重するプロセスを重視し、後見人がそのプロセスを踏んだ場合の評価を見える化してもらえるとよい。
- 成年後見制度の利用促進を進めるためにも、本人が安心して意思を示し、それに対して助言をもらったりしながら、自分の意思に沿った支援を受けられるような体制作りが不可欠である。そのためには、後見人等に本人の意思を汲み取れるような研修などが必要ではないかと考える。後見人等の負担は増えるため、負担に見合う適切な報酬の在り方を検討する必要がある。

- 後見人が単独では本人の意思を汲み取りづらいことがあると思うので、医療・福祉関係者、家族・友人など、本人を取り巻く社会資源を活用して後見事務を行ってほしい。

第2 意見交換

(家庭局)

- 事前に提出していただいた書面や本日口頭で貴重なご意見をいただき、感謝申し上げます。後見人によって身上保護に係る後見事務の内容にかなり差があるところのご指摘があった。各家庭裁判所でも報酬の在り方について見直しを検討しているところであるが、現在の報酬算定の運用においては、当事者側から財産額に応じた報酬額が後見事務の内容に見合わないとの意見が、他方で後見人側からは身上保護の事務が報酬額の算定において適切に評価されていないとの意見があるところである。少なくとも現在の報酬算定の運用では後見事務を適切に評価できない事案があるという点については同じ認識であると思われる。後見事務を適切に評価するための1つの方向性として、後見事務の内容等に応じて報酬を付与するという考え方があるが、このような考え方についてはどのようにお考えか。

(公益社団法人認知症の人と家族の会)

- 方向性自体はよいと考えるが、どういう基準を作ればその方向性であると言えるのか、線の引き方が難しい。また、線を引くのであればそれが分かるように説明をしてほしい。

(全国手をつなぐ育成会連合会)

- 家庭局別紙3-③を見ると、基本的事務と付加的事務とに分けられているが、知的障害者や発達障害者は、入所契約等を締結するために後見人を必要としているにもかかわらず、その入所契約が基本的事務ではなく付加的事務に位置付けられていることに疑問を感じる。

(家庭局)

- 家庭局別紙3-③における基本的事務と付加的事務の分類は、どの事案においても行う事務を基本的事務、必要に応じて行う事務を付加的事務として整理しているものである。

(全国手をつなぐ育成会連合会)

- そうすると、障害の多い人は付加的事務が多くなるということか。

(家庭局)

- 事務が必要であれば、その必要がない人と比べて付加的事務が多くなることもあると考えられる。

(全国手をつなぐ育成会連合会)

- 通所であってもサービスを受けるときは契約が必要なのに施設入所契約だけを付加的事務として取り上げることに疑問を感じる。

(全国手をつなぐ育成会連合会)

- カンファレンスを行った上で、本人の変化に応じてサービスを変えることを検討してほしいと考えている。現状では、契約自体はどの事案でも行ってもらうが、カンファレンスというプロセスをしてもらえていないと感じている。カンファレンスを経て契約をするというように事務としてはつながっているものなのに、カンファレンスを基本的事務としながら契約だけを別途付加的事務と位置付けていることに疑問を感じる。

(公益社団法人認知症の人と家族の会)

- 基本的事務には基本報酬が掛かり、付加的事務には付加報酬が掛かるということか。

(家庭局)

- 現時点で、報酬算定の具体的な方法について決まっているものではない。各家庭裁判所においても家庭局資料を参考に検討しているところである。ただ、後見人になれば必ずやらなければならない事務はあると考えられることから、それをいわばパッケージ的に基本的事務として整理して、それに応じた報酬を考え、それ以外の事案ごとに応じて発生する事務は、付加的事務として報酬も別途考えるという考え方は一つあるのではないかと思われる。
- 身上保護事務を適切に行っていただくためには、まず、後見人に求められる役割について、裁判所、専門職、利用者がイメージを共有する必要がある、その上でその事務を適切に評価していくことが必要であると考えている。役割についてのイメージを共有することで、後見事務を適切に行っていない後見人にはその自覚を促すことができ、適切に行っている後見人については、整理された事務を踏まえて事務が適切に評価され報酬額に反映されることで、適切な事務の確保につながると考えている。
- 定期的な面談やカンファレンスについては専門職とも意見交換を行った結果、必ず行う必要があると考え、基本的事務に位置付けた。

(全国手をつなぐ育成会連合会)

- 後見人報酬の助成について、決定された報酬額を支払う財産がない人はどうするかについての議論がされていないのではないか。この問題の解決については、法人後見に期待している。
- 家庭局別紙3-②の図を見ると、法人については、親族の一部に入っているように見える。位置付けがそのとおりなのかも含めて議論する必要がある。施設運営法人の場合には利益相反の問題も生じると言われている。
- 法人であれば、法人の本来業務として行われることが、後見人が行うべき後見事務となるのかという違和感を覚える。

(家庭局)

- 前提として、報酬助成の拡充について、厚労省のご意見を伺いたい。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)

- 平成12年から、本人の財産のみでは成年後見制度を利用できない人を対象に、自治体を通じて助成を行っているが、補助対象の枠組みは各自治体がどうするかを決めるものである。主管課長会議等でも厚労省から周知を行っており、自治体によっては、必要性を踏まえて、市町村申立てに限っていたところから対象を拡充しているところもある。

(全国手をつなぐ育成会連合会)

- 必要性を認識して進めているとの話があったが、今、助成が必要な方すべてには届いていない。親にはお金があっても本人にはなかったり、制度を利用して報酬がかかることで生活が苦しくなるという人もいる。報酬の高い専門職ではなく、低廉で済む法人に後見人をお願いしたいと考えている。報酬を払わなければならないのなら後見制度を利用することが難しいとなってしまう。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)

- 先ほど説明したのは市町村が行う助成についてであるが、今、話をされたのは、社会福祉法人が公益的な取組として後見事業を行うという話だと思われる。平成29年の社会福祉法改正で社会福祉法人が非課税主体でもあり、より地域へ貢献する観点から公益的な取組をするべきであるとされた。

(家庭局)

- 報酬算定に当たっては今のような諸般の事情も考慮してもらいたいという意見として理解した。

(公益社団法人日本社会福祉士会)

- 社会福祉士会としても、介護保険に関する手続が付加的事務とされていることについては、基本的事務に含まれるのではないかとの意見を出している。

(全国手をつなぐ育成会連合会)

- 身上監護の基本的方針決定の項目に「医療・福祉関係者等とのカンファレンス」というのがある。しかし、医療・福祉以外の点でも、海外旅行に行きたい、晴れ着を買いたいといった本人の希望について、現状では、後見人にそうした要望を伝えてもだめと言われることがあり、こうした点も含め、その人らしい充実した生活ができるように、このような点についてのカンファレンスも必要な事務として明記されるべきである。家庭局別紙3-③では、カンファレンスは基本的事務に位置付けられているが、カンファレンスへの参加を求めても出席しない専門職もいる。カンファレンスに出席しないなど、求められる事務を怠った場合には報酬を減算してほしい。

(家庭局)

- その人らしい充実した生活の実現は家庭局別紙3-③の「2 継続中」の事務のうち「身上監護の基本的方針決定」に含まれているが、前半のご意見は、整理をもう少し分かりやすくしてほしいという意見ということになるか。

(全国手をつなぐ育成会連合会)

- そうである。

(公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会 (みんなねっと))

- それぞれ専門職にも得手不得手がある。親族との複数後見となることもあると思われる。ただ、どのように後見事務を行い、それに対してどのくらいの報酬を受けているのか、お互いに風通しがよくないと本人のための円滑な事務を行えないと感じている。
- 後見事務報告書の書き方について、特に身上監護については難しいのではないかと。身上監護事務について基準があっても、実態を適切に把握することができなければ、それを評価することは難しく、結局、裁判所の裁量が大きく関与するということになる。
- 報酬付与審判が出て実際には報酬を受け取れない人もいるし、同じような事務を行っても本人財産が僅少なため付与される報酬額が低くなる人もいる。後見人側としても、同じ事務をしても報酬に違いが出るとすれば、そのことが事務の質を左右することにもなると思われる。
- 身上監護事務をモニタリングする場面についても、書記官が報告書を見るだけでは把握できないのではないかと思う。基準があっても、うまくあてはまるものがなく判断できない部分が出てくると思われるが、それをどうするかについて、少なくとも道筋を決めておく必要があるのではないかと。

(家庭局)

- 基本計画を踏まえると、後見人等が支援者のネットワークに参加することは基本的な事務と考えられる。
- 身上保護に係る事務の把握については、身上保護事務の整理を行った上で報告の仕方について検討する必要があると思われる。報告の在り方についても、福祉的知見を十分に有しない裁判所が後見人の身上保護事務をどこまで評価できるかという問題もある。中核機関の整備状況にもよるが、中核機関と連携しながら情報提供を受ける仕組みを検討するなど、裁判所も福祉関係者と連携していく必要があると考えている。
- 内容把握の必要性はもちろん大きい。他方で、あまりに詳細な報告を求めても、報告者に負担となり、その負担を評価に反映させる必要が生じたりして、皆がハッピーでないことになりかねない。また、先ほど話の出た振袖の話などは、法律判断ではなく、まさに中核機関や地域連携ネットワークの中で後見人も支援を受けながら話し合っ

(公益社団法人 全国精神保健福祉会 (みんなねっと))

- 本人が後見人と合わず、後見人を替えてほしいといったときに、本人の意向をどのようにして認めていくのが課題であると思われる。

(家庭局)

- 基本計画でも柔軟な後見人の交代や選任形態の定期的見直しの必要性が指摘されており、ご本人と後見人の信頼関係なども踏まえ、見直しの必要性を検討していくことが重要であると考えている。今後、中核機関からどのように情報提供をしてもらえるかが課題であると思っている。
- 身上保護について意見が出たが、専門職団体に意見を伺いたい。

(日本弁護士連合会)

- 日本弁護士連合会としても、弁護士後見人が、身上監護に関する事務を中心に、期待された事務を必ずしも十分に行っていないのではないかと指摘については把握しており、真摯に受け止めている。日本弁護士連合会および全国の弁護士会では、今までも改善に努めてきたが、今後も引き続き取り組まなければならないと考えている。弁護士の中には、後見人は財産管理や法律行為だけやっていたらよいという認識の弁護士がいることは残念ながら事実であろう。制度の変遷を踏まえた考え方の推移もあるが、改善していかなければならない。本日ご出席の各団体のご意見については、現状においてもまだまだ我々の取組が十分ではないとの貴重な指摘であると受け止め、しっかりやっていきたいと考えている。弁護士会では、多くの好事例を情報提供することであるべき後見事務についての認識共有を図り、また、各地の裁判所と弁護士会との間での意見交換等により、不適切事案などの問題を共有することでも後見人の質の向上に努めている。今後も引き続き取り組んでいきたい。

(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート)

- 本日出た意見は、従前から指摘を受けていたものであると認識している。リーガルサポートでは、後見人の行動指針を定めるとともに執務基準も定めた。執務基準は、特に身上監護に力を入れ、努力目標的なものを策定した。本人との面会についても、原則月1回とし、半年に1回は身上監護も含めた報告を提出することを義務付けている。意思決定支援についても、どのようなことを行っていくかを研修により理解してもらうこととしており、今後もしっかりやっていきたい。
- リーガルサポートに本人や親族から苦情が届くが、親族の考えも様々であり、苦情の中には本人のためにならないと思うこともあるため、苦慮することがある。今回、このような機会を設けていただき意見を聞けたことはよかった。今後お互いを理解しながら取り組んでいくことが必要であると感じている。
- 費用助成については、まだまだ行き渡っていないとの認識でいるため、今後、議論をしていきたいと考えている。

(公益社団法人日本社会福祉士会)

- 今日のような議論の場が設けられたことは非常に良かったと感じた。士業においても資格の問題ではなく個人による差もあり、その差も本人との関係性によるものもある。意思決定支援については、プロセスをどう踏んでいくかが難しいが、後見人一人で決めないということが大前提であり、周囲と連携してアプローチすることが大切であるということが今日の議論の中で確認できてよかった。

(厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室)

- 現在、意思決定支援についての協議、認知症大綱の作成や予算の概算要求をしているところである。今日いただいたご意見を受け止めて、引き続き検討を続け、良いものを作っていきたい。

(家庭局)

- 後見人・監督人の選任の在り方についても、少し意見をいただきたい。家庭局別紙3-②のイメージ図では、中核機関が設置されていない場合に必ず専門職の後見監督人を選任することが想定されているように見えるかもしれないが、必ずしもそうではなく、あくまでも親族後見人の支援の必要性がある場合に、後見監督人が選任されることが想定されている。後見人の事務は、広い裁量の下、他人の財産を管理し、包括的な代理権を行使するというものであって、後見人の職責を正しく理解し、適切に事務を行っていただくことは、初めてこのような事務を担うことになる親族にとっては、そう容易なことではないと考えられ、かつて財産管理に係る不正が指摘された事案の中にも、後見人の職責について正しい理解が得られていなかったことによるものが相当程度あるのではないかと考えている。そのため、基本計画でも指摘されているとおり、適切に後見業務を行っていただくためには、親族後見人のバックアップを行う必要性があり、特に、親族後見人の選任直後には、その必要性が高いと考えられる。
- 裁判所としても、中核機関等による親族後見人のバックアップが早期に実現されることが極めて重要と考え、これまでも必要な協力を努めてきたところであり、今後も地方自治体等の取組を後押ししていきたいと考えている。もっとも、このような中核機関によるバックアップ体制が整備される前の段階においても、本人の権利擁護の実現の観点から工夫をしていくことが考えられ、例えば、身上保護の側面をも重視した運用の実現という基本計画の趣旨を踏まえると、これまでは専門職の後見人を単独で選任していた事案であっても、後見人となるに相応しい親族の後見人候補者がいらっしゃる場合には、親族後見人の選任に適した事案かどうかを考慮した上で、できるだけその方を後見人に選任し、親族後見人に対する支援の必要性の観点から、後見監督人を選任していくことが考えられる。もちろん、前提として、本人にメリットを実感してもらう運用とするためには、後見監督人がどのような指導・助言をするかなど、親族後見人に対する支援の具体的内容について認識を共有していく必要があると考

えている。このような、中核機関等によるバックアップが期待できない場合に、後見監督人の選任によって親族後見人に対する実質的な支援を実現するという方向性についてどのようにお考えか。

(公益社団法人認知症の人と家族の会)

- 親族後見人のバックアップ体制がない場合に、監督人が支援をしてくれることは心強い一方で、中核機関がないからといって報酬の掛かる監督人でなければならないということには抵抗がある。中核機関の整備の目途が見えてこない中、地域差の問題もあり、どこにいても同じようにバックアップを受けられる体制が果たして本当にできるのかとってしまう。今日の議論や専門職の話は心強く、成年後見制度が良い方向に進んでいきそうであるとは感じるが、もう間もなく制度を利用する必要がある人にとってはまだ不安がたくさんある。中核機関ができれば親族後見人でも事務を行っていけるというなら、早く中核機関を作ってほしい。
- 親族後見人に監督人の支援が必要であるとしても、報酬の支払能力のない人はそこでも支援から漏れてしまうのではないかと危惧がある。他方で、報酬を受け取れないとすれば、後見人や監督人をやる人にとってもシビアな問題となってしまう。
- 対価としての報酬額についても、介護保険と比較すれば高いと感じる一方、弁護士報酬からすると低いのではないかとも思うし、何が適当なのか分からず、意見を述べることも難しい。

(全国手をつなぐ育成会連合会)

- 監督人が選任され、後見人を支援するというのは安心材料ではある。ただ、生まれつき障害を抱えている人は、制度利用までに資産形成をする期間のない人がほとんどであり、監督人の報酬がどのように決められるのかが心配である。報酬を払えないと制度を利用できないとなってしまうことが一番心配である。
- 親が後見人となっている場合、いつ第三者にバトンタッチすればよいのかが分からない。最初は家族で支援ができていても、子の後見人をしている親自身に後見人が必要になる時期がやってくる。そのため、後見人となった親などの家族を支援する仕組みが必要である。親が後見人である場合に監督人がついてくれることは心強いが、報酬が払えるのかということがやはり一番のハードルである。

(公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと))

- 親族が実務をすることは難しいと感じている。親自身にも後見人が必要なケースもあるし、資産の減少を気にして制度を利用しない人もいる。また、親子の関係性が悪いのに、親が後見人となり、結果的に本人の権利擁護になっていないという事案もある。このような意味で第三者が入る視点が必要であると思う。ただ、専門職のマンパワーの問題もあるし、また、誰が後見人となっても意思決定支援の体制が担保できる仕組みがなければならないと思う。

(一般社団法人 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構)

- 意思決定支援が大切であるということは大前提であり、生活保護受給者も多い中、費用負担を考えると制度利用をためらう人も多い。また、後見人がついても、本人の意思を汲んでもらえず、後見人に頼りたくないという声も聞く。後見人の交代が難しいということについても今後、考えていただきたい。

(家庭局)

- 今いただいた指摘を踏まえて検討していきたい。
- 利用される方の前提が様々であるということ踏まえて運用を考える必要があると感じた。様々な問題を踏まえて社会的に受け止める仕組みをいかに早く具体化するのか、それに要するコストをどのように負担してくのが大きな問題としてあると感じる。

(厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室)

- 現時点での中核機関の設置率は4.5%であるが、中核機関の前身となる権利擁護センターなどの機関においても、実際に後見人の交代につなげられた事案があった、順当に滑り出しているところもある。意思決定支援については、主に専門職を対象とした研修プログラムを作成する事業を始めたところである。すぐに完璧なものではないが、当事者からの意見をいただきながら一つ一つ積み上げていきたい。

(家庭局)

- 裁判所としても中核機関の設置、地域連携ネットワークの構築に向けて引き続き協力して取り組んでいきたい。

以 上

後見人の報酬の在り方に関するヒアリング
出席者等一覧

《出席者》(ご発表順)

公益社団法人 認知症の人と家族の会	副代表理事	花 俣 ふみ代
同	東京都支部代表	大 野 教 子
全国手をつなぐ育成会連合会	会長	久 保 厚 子
同	副会長	佐々木 桃 子
同	統括	田 中 正 博
公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会 (みんなねっと)		
	事務局長	小 幡 恭 弘
一般社団法人 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構		
	研修企画委員	櫻 田 なつみ

《専門職団体》

日本弁護士連合会	高齢者・障害者権利支援センター事務局長	矢 野 和 雄
同	事務次長	奥 国 範
日本司法書士会連合会	常任理事	長 田 弘 子
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート		
	副理事長	川 口 純 一
同	専務理事	西 川 浩 之
公益社団法人日本社会福祉士会	副会長	山 崎 智 美
同	理事	星 野 美 子
同	企画グループ主査	荒 木 千 晴

《関係省庁》

法務省	民事局	民事法制管理官	堂 蘭 幹一郎
厚生労働省	社会・援護局	地域福祉課成年後見制度利用促進室	
		室長	竹 野 佑 喜
		室長補佐	西 村 慎太郎
		成年後見制度利用促進専門官	川 端 伸 子
老健局	総務課認知症施策推進室	室長補佐	南 恵 理
同		認知症施策推進係	小 幡 俊 輔
社会・援護局	障害保健福祉部	障害福祉課地域生活支援推進室	
		室長補佐	内 野 英 夫
		虐待防止専門官	片 桐 公 彦

後見人の報酬の在り方に関するヒアリング意見書（ご発表順）

- 1 公益社団法人 認知症の人と家族の会
- 2 全国手をつなぐ育成会連合会
- 3 公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）
- 4 一般社団法人 日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構

後見人の報酬算定方法の見直しについて

<当事者（本人・介護家族）の立場から>

- ・本来親族後見人が選任されることが可能なケースでも、支援体制が十分でないため報酬が発生することへの不満がある。
中核機関が設置されず、親族後見人のバックアップが期待できないという中で、専門職後見監督人を選任される場合、国の責任で有るにもかかわらず、報酬を払うのか。
(地域による不平等)
- ・そもそも「基本計画を踏まえた報酬算定の検討のための参考資料 資料1-③」に掲載されているような身上監護をどれだけしているのか。
していないという声が多い中で、積み上げていくのではなく、しないならなら指導をする、減算をすべきと思う。
- ・報酬算定基準を公表しないと、私たちは安心して成年後見制度を利用できない。
- ・各家庭裁判所が最高裁の通知に従って報酬算定基準を見直すのであれば、ぜひ報酬算定基準を公表してほしい。
- ・本人の収入・資産が少なく、後見業務が困難で業務量が多いケースはどうなるのか？
お金のない人の後見業務は困難であり、各種制度の利用に伴って業務量が増える傾向にあると思われる。仮に業務量に応じて従来よりも高額な報酬が付与されたとしても、実際には報酬をもらうことはできないのであれば、後見人の強い不満を生むことになり、収入・資産が少ない方の後見人のなり手の確保がますます難しくなることが懸念される。
- ・新しい報酬算定基準を導入する場合は、報酬助成制度の拡充が伴わなければならないと考える
- ・これらすべて最高裁は一定の基準を通知し、家裁が判断するのか。
例えば、裁判で地裁から順に異なる判決をすることはいいとして、同様に成年後見制度に当てはめるのは、いかがなものか。

質問事項

1. 新規を想定しての改定かと思われるが、すでに成年後見制度を利用しているケースは変更になるのか、ならないのか？
- 2.途中で専門職の業務が増えたら、報酬は変わるのか。
また、具体的にはどのようなタイミングで見直すのか。

後見人に期待される役割について

後見人は本人の意思決定支援や権利擁護を担うものである。

本人を支援するためには、本人だけを見るのではなく
本人を取り巻く様々な関係者（家族も含む）との関係や連携も必要であり、
その認識が後見人によっては少し不十分であることは否めない。
そのことが結果的に制度が使いづらい・硬直的であるとみられる一因になっている。

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が構築される

後見人は本人の権利擁護の担い手として、地域の中に入って行き
また本人支援のチームの一員としての役割を担っていくということが必要。
それら様々な「つながり」の中で業務を行うことが求められる。

「家族の会」の安心要望書でも、本人の権利擁護にかかわる人たち（司法関係者など）
が認知症の理解を深める教育を進めることをあげている。

支援のためには、その人の障害・病気の特性を理解する必要がある
また、後見人は必ずしも認知症の専門家ではないわけなので
認知症の人と日々接している家族や、専門家の意見を聞くなど連携・協力し
「認知症を理解しようとする」姿勢が必要かと思います。

参考；後見人の報酬算定方法などの基本的な理解として

現在、後見人の報酬は、東京家庭裁判所の「成年後見人等の報酬額のめやす」によると、流動資産の多寡に応じた基本報酬と、特別な行為をしたことに基づく付加報酬の二本立てとなっている。

成年後見人等の報酬額のめやす（東京家庭裁判所）

① 基本報酬

成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬（これを「基本報酬」と呼ぶ）のめやすとなる額は、月額2万円です。

ただし、管理財産額（預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額）が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円～4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円～6万円とします。

② 付加報酬

成年後見人等の後見等事務において、身上監護等に特別困難な事情があった場合には、上記基本報酬額の50パーセントの範囲内で相当額の報酬を付加するものとします。

<弁護士会等からの意見>

- 上記による今回の見直しは、現在の定額報酬（基本報酬）中心の報酬算定基準を、後見人の実際の業務量に応じた報酬算定基準に改めることが柱となっている。
- 「新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）」によると、後見事務を類型化し、後見事務の難易度及びその事務の質に応じて評価するということですが、複雑多岐にわたる後見事務を類型化して適正に評価することが本当に可能なのか。
- 現在、報酬付与の申立てをする際に、「報酬付与事情説明書」に基本報酬の根拠となる流動資産額と付加報酬の根拠となる特別の行為について記載して証拠資料を添付して提出。最高裁の通知に従って報酬算定基準が見直されると、「報酬付与事情説明書」の書式が大幅に改定され、実務に大きな影響が出ることになる。

上記の意見とともに、「最高裁は考え方を家庭裁判所向けに通知したものの、最終的には「独立した個々の裁判官の判断」だとしている。算定基準を設けるかや、策定した基準を公表するかは各家裁に委ねられる。このため最高裁は通知自体も公表しない姿勢で、報酬額の決定過程は不透明だ。」と。

2019年7月24日

後見人の報酬の在り方に関する関係者ヒアリングにおける意見

全国手をつなぐ育成会連合会
会長 久保厚子

1. 基本計画の趣旨を踏まえた、後見人等の報酬の在り方について

- ・全国手をつなぐ育成会連合会（以下：当会）としては身上保護（監護）の充実に求める立場です。
- ・一定の資産のある高齢者中心の後見人の役割と、知的障害者（とその家族）が求める後見人の役割に大きな開きがあることが基本的な問題です。
- ・今までの経緯を踏まえると、専門職集団にとって身上保護は距離のある関わりのままで金銭管理部分を手厚く評価した報酬になるのではないかと危惧しています。
- ・また、視点は異なりますが、司法の独立性により裁判官の裁量を尊重するあまり、申し立てる家庭裁判所によって報酬額が異なる結果になる、というのは後見制度を求める立場からは制度の公平さを感じられません。
- ・報酬設定の際には後見制度に関わる業務の果たすべき項目を詳らかにして、報酬金額を明らかにする積算根拠を示して下さい。
- ・また、報酬設定に際しては、基本計画に明示されているとおり、①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重の理念に立ち返り、③身上の保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきことを踏まえたものとして下さい。
- ・さらに、後見人、保佐人、補助人では被後見人等との関わりなどに差がありますが、一方で補助対象の人だからこそ丁寧な関わりが必要なケースもある点も踏まえた報酬設定が必要と考えます。
- ・今後、最高裁が示すとおり親族後見が積極的に展開される場合には、後見監督人が選任される可能性が高くなると予測しますが、監督人はチェック機能が中心となることから、報酬については従来どおり資産額で固定する方法も検討して下さい。
- ・報酬の設定は必ず被後見人等の支払いに直結します。一定程度の資産形成余地がある高齢者と、生来の障害で資産形成機会が極めて限られる知的障害者同列に扱うことは困難と考えます。基本計画では市町村による助成や民間による公益信託の活用などが示されていますが、不十分です。報酬の在り方を議論するのであれば、必ず報酬の支払いに関する課題も議論して下さい。
- ・知的障害者とその家族が求める後見人像ですが、金銭管理とは別に、本人の意思と利益を最優先に以下の対応を期待しています。

下記「ガイドライン」は、知的障害者とその家族が求める後見人の役割を明示し、そのラインを下回るような働きしかしない場合は減算、より積極的に役割を果たす場合は加算という形で整理しました。

○定期的な面談と相談

→生活上の問題やトラブルなどがないか確認。

→基本計画に明示されている、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であることを踏まえる

○権利擁護

→利用する福祉サービスによる不適切な対応や、消費生活上のトラブルなどがないか。

→福祉サービス等とのトラブルが生じた場合、その解決や利用先の変更に柔軟に対応すること。

○福祉との連携

→福祉サービスや相談支援などとの合同会議への参加。福祉サイドとの連絡調整。

○本人の意思を尊重した金銭管理

→本人の意思と暮らしぶりに基づく支出に関して、家裁などとの調整や必要な手続きの履行。

上記のガイドラインはとりあえずの提案です。行政や相談支援事業者等と役割が被り調整しなければならない事があるでしょうし、いろいろと整理は必要かと思いますが、親として特に求めるのは「親ではない本人の代弁者」としての側面です。先般、親族後見の推進が最高裁判所より示されましたが、身上保護が必要になる可能性が高い人を親族が見るのであれば、知的障害者にとって後見制度は不要です。一定の資産や年金を有する人の場合は逆に親族後見が避けられる傾向があるとも感じています。犯罪性のある行為を未然に防ぐ視点が強すぎると利用する当事者の暮らしも窮屈になる事にご留意下さい。

2. 基本計画の趣旨を踏まえた、後見人等に期待される役割について

・当会としては身上保護の充実を求める立場です。前項で提案した身上保護が着実に履行されることを後見人の役割として期待します。

・促進法で「中核機関」や「ネットワーク」が整備されることとなっていますので、基本計画に明示されている後見人の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずるに当たっては、中核機関からの意見具申を考慮する仕組みが活用されることを期待します。

・後見人については、法律的には裁判官（家庭裁判所）の裁量による判断に依らざるを得ないのですから、現行の「申立てをしたら後戻りできない」仕組みから、「どうしてもダメな場合はチェンジ可能」に転換することだけでも、利用者側からの制度信頼度は大きく向上すると考えます。

・裁判官の裁量による判断として、例えば「後見人がまじめに働かないので変えてほしい」という申し出があった場合に、必要な処置がなされることを期待します。ただし、個々の事案について裁判官がすべてを把握することは困難です。中核機関からの意見具申を考慮する仕組みが活用されることを期待するものです。

その他

・知的障害者の場合、制度利用当初に親族（親）が後見人になることはあり得ますが、親族後見の推進がより強められる事は受け入れられません。特に、この方向が障害者の兄弟姉妹に大きなプレッシャーとなる可能性を強く懸念します。

・後見人（監督人）報酬の助成制度創設（個別給付化）や、利益相反の意味を整理して、サービス運営法人（社会福祉法人）による法人後見の推進が、より公平に整う様にして下さい。

・全国標準のガイドラインを作成することで、後見人の業務を明らかにして、それに基づく研修を行って下さい。その際には、基本計画に明示されている「意思決定支援ガイドライン」を参照するなど、被後見人等の意思尊重を重視した内容としてください。

・上記については、各市町村に設置される見込みの中核機関とネットワークの中で研修の実施を働きかけて下さい。

なお、当会が後見人等の報酬の在り方、後見人等に期待される役割を検討する際に重視する基本計画の該当部分は次のとおりです。

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(1) 基本的な考え方

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべき

本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があり、今後一層、③身上の保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべき

(2) 今後の施策の目標等

①今後の施策の目標

ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

(a) 利用者に寄り添った運用

特に、障害者の場合は、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、障害の医学モデルから社会モデルへの転換、合理的配慮の必要性といったことを重視し、障害者にとっての社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を継続的に考えていく必要がある。後見人は、障害者の人生の伴走者として、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援を行っていくよう努めるべきである。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

－制度開始時・開始後における身上保護の充実－

①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方

○ 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。

後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。

○ 平成25年4月に施行された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の附則において、施行後3年を目途とする見直し事項に「障害者の意思決定支援の在り方」が盛り込まれたことを受け、厚生労働省の平成26

年度の障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援ガイドライン（案）」が示されている。

今後とも、こうした検討を更に進めるとともに、検討の成果が後見人の関係者に共有され、各生活場面での活用が促進されるべきである。

③利用開始後における柔軟な対応

○ 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が後見人を解任することはできないこととなっている。

○ こうしたケースのうち、本人の権利擁護を十分に図ることができない場合については、今後、後見人の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。

（４）制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

②制度の利用に係る費用等に係る助成

○全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業の活用について、以下の視点から、各市町村において検討が行われることが望ましい。

- ・ 成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。
 - ・ 地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とすることができること、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること。
- 専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の例に鑑み、成年後見制度の利用促進の観点からの寄付を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる。

2019年7月24日

後見人の報酬の在り方に関するヒアリングに対する意見

公益社団法人全国精神保健福祉会
発表者 事務局長小幡恭弘

【総合意見】

今回の報酬のあり方は、誰にとっての基準になるのでしょうか。

親族後見人と第三者後見人の士業の違いなどによる、後見人業務の内容差を報酬の見直しで質的担保につなげようとして取り上げていると理解したいと思いません。

しかしながら、実際は従前の財産管理を主たる業務としている場合と、身上保護の観点を中心に反映した後見業務を行っている場合の不公平感の是正という面に集約される恐れを秘めています。

この制度は、一定以上の収入や財産がなければ報酬認定があっても実際には被後見人から徴収できないため、誰もが同水準の支援を受けられる制度とはなっていないと感じています。親族も誰もいないすべての当事者（被後見人）を確実に守るために、国、市町村長、人権擁護機関、家庭裁判所、後見人、地域支援者が連帯して、保護者、後見人の役を担ってほしい。身上保護を主とする成年後見も視野に、被後見人の財力に応じた報酬基準だけでは、日常生活費程度の財力しかない人も、十分な資産を持つ人も同じ水準で制度利用できなければ、何のための成年後見制度なのかが問われると感じます。障害がある方たちとその家族が「親亡き後」の心配をしなくてよい制度にしてほしい。親族と交際が途絶え、孤立しているすべての当事者を、守れる制度にしてほしい。どんなに貧しい人でも使える制度にすべきです。

強いて言えば、報酬があるから成年後見をするのではなく、被後見人の権利擁護をするために必要な費用は公的財源を含めて必要水準額を支給することが必要ではないでしょうか。被後見人が一生、人権を守られ安心して生活できるように、後見人が行政（市町村長）の責任の下で地域の支援者や後見人と連携して、生活のすべてを、地域の社会資源を包括的に利用して守れる制度にすべきである。

何れの場合にせよ、私たちは、障害者権利条約第32条第3項の通り、すべての政策において当事者参画の徹底を求めます。

【実態把握に向けた仕組みの必要性】

2018年、川田龍平参議院議員から各家庭裁判所が下した報酬の最大値及び中央値に関する質問が出され、最高裁判所事務総局は統計がないため答えられない旨の答弁をおこないました。このように政策レベルの議論をするにあたっては、まず実態を把握する必要性があり、現時点では実態把握に向けた仕組みづくりの検討が求められている段階だと思えます。また、仮に実態が不明なまま検討を進めざるを得ないのだとしたら、そのこと自体が問題であるため、そうした課題があることを明記した上で検討をおこない、並行して実態把握に向けた仕組みづくりの検討もおこなうべきだと思えます。

【報酬体系の周期的見直しと家庭裁判所の運用人員等の充実】

本来、家庭裁判所長の裁量と家庭裁判所の監督機能が適切かつ十分に行使されていれば、これほどまで後見人の立場（親族や士業など）の違いからの成年後見業務に対する不満（報酬を含む）は出ないものと思われます。

いうまでもなく、報酬付与認定は、家庭裁判所が成年後見人の業務や成年被後見人の資産などを総合的にみて合理的な金額を定めることになっています。しかし、実際には書記官等のマンパワーも不足していることから、後見業務内容の十分な実態把握をするのは困難な状況にあります。そのことから定期報告書による書面での確認に偏重せざるを得ない体制をそのままに、今回の報酬基準を設けることになれば、より家庭裁判所が後見業務内容を実態確認・把握できないことになり、裁量権が実質的には狭められることのないようにしてほしいです。

そうでなければ、後見人からの定期報告が報酬基準をクリアするための報告になりかねず、被後見人となる当事者が真の人権擁護を受けられているかを見失っているにも関わらず、書類上は成年後見業務が適正と判断されてしまわないか危惧します。

今後成年後見制度の利用者増が見込まれる中、家庭裁判所の人員配置など運用体制の充実が伴っていくことと、裁判所や行政による監督責任についても併せて検討することを望みます。

【「後見人の報酬の在り方に関するヒアリング」 意見】

一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構

企画委員 櫻田 なつみ

<基本計画の趣旨を踏まえた、後見人等の報酬の在り方について>

- ・後見人等の報酬をより適切なものにするために。

後見人等が被後見人に会いに行く頻度が低い場合は、現在の報酬の基準は高い気がするが、頻回に会いに行っている後見人に対しては少し低いようにも感じる。

後見人の仕事は財産管理が表に出やすいが、現実はその以外にも支援を行っている場合が多い。後見、保佐、補助を行う際に本人に対しての支援は考えられていることが多いが、後見人に対しての支援は少ない上に後見等を行う際の責任は重いものとなっているはず。そのため、後見人等を引き受けてくれる場所、人もなかなか増えないのではないかと考えており、成年後見利用促進を進めていく観点からも適切な報酬になっていれば本人、後見人等にとってもお互いにとって良いのではないかと考える。

具体的にどのような報酬体系が良いのか今はいい体系が思いつかないが、後見人等の報酬が同じなのに一方は年に1回ないし何年か会っていない、一方は年に数回会いに行っているとすると、同じ報酬内で行う支援としてはあまりにも責任が違い過ぎるのではないかと考える。

- ・後見人等の支援についての評価体制をより具体的に。

現在の後見人等が被後見人に行った支援に対しての評価は、あまり具体的なものがないような印象を受ける。そのため、後見人自身に対して評価が見えにくくなっているような印象を受ける。

後見人等への評価体制がわかりやすく、明確なものになってくれば報酬面にもそれが反映されるのではないかと考える。

また、重点的に評価できると良いと考える点として、本人をより理解し自己決定権を前提としたプロセスを挙げる。私たち精神障害を持つ者は、後見を利用するよりもまずは保佐、補助を利用することが多いように感じる。その場合、「本人としては自己決定はできるが自信がないので助言などが欲しい」という状況のことが多くあるのではないかと考え、自己決定するまでのプロセスを後見人等と一緒に進めていくために後見人等としてはその部分を評価されると、よりよい支援にもつながるのではないかと考えるためである。

<基本計画の趣旨を踏まえた、後見人等に期待される役割について>

- ・本人を尊重する後見人であってほしい。

現在いる後見人等は本人を尊重した支援を行っていると思うが、私たち当事者が心配しているのは自分が後見、保佐、補助を利用する際に自分たちの自己決定を受け入れてくれるのかどうか、自分たちの意思とは別の方向に物事が進んでいかないかどうか、ということである。

自分の意思はあるのに、「こっちの方がいい」「この方があなたには合っている」と言われてしまうとなかなか意思を示せないような方もいることは事実であり、そうなってしまうと流されてしまっ

自分の意思とは別の方向に物事が決まってしまう危険性もあると考える。そうならないためにも、基本的なことになってしまうが本人を尊重し私たちの自己決定したことに對して受け入れてくれる体制が今以上に必要なのではないか、と思う。利用促進を進めるためにも、本人が安心して意思を示せてそれに対して助言をもらったりしながら自分の意思に沿った支援を受けられるような体制作りは不可欠であり、そのためには後見人等に本人の意思を汲み取れるような研修などが必要なのではないか、と考える。そうなってしまうと後見人等の負担が増えてしまうことも事実なので、そのためにも適切な報酬の在り方は必要である。後見人等が本人を尊重するにあたり医療や福祉関係者（ピアサポーターを含む）、家族、友人なども活用してほしい。後見人等が単独では意思をくみ取りづらいことはあり得るので、本人を取り巻く社会資源を活用してほしい。

以上3点について、意見を述べさせていただきたいと思う。

基本計画を踏まえた後見人の選任と報酬の在り方

別紙3-①

基本計画 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善



本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるための方策の検討

各家庭裁判所



選任

各裁判官は、成年被後見人の心身の状態、生活・財産の状況、成年後見人となる者の職業・経歴、成年被後見人との利害関係の有無、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮し、職権で選任する（民法843条1項、4項）

報酬

各裁判官は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる（民法862条）

各家庭裁判所において、基本計画や議論の状況等も踏まえて検討
各地の専門職団体等と意見交換

運用に反映

各裁判官が個別の事案における諸事情を勘案して判断

本年1月
議論の状況を
情報提供

最高裁判所



平成30年6月～ 専門職団体※との間で議論
※日弁連、日司連、リーガルサポート、日本社会福祉士会

選任

最高裁と専門職団体との間で共有した基本的な考え方 別紙3-②

- ① 身上保護等の観点も重視した後見人の選任
 - ・親族等の身近な支援者を候補者としている場合には選任することの適否を検討
 - ・後見事務における課題の専門性、候補者の能力・適性、不正防止の必要性などを考慮
 - ・親族等候補者に適格性があると判断される場合、中核機関の支援の下で後見人として選任
- ② 中核機関による親族後見人支援の必要性
中核機関の後見人支援機能が充実していない場合は専門職による親族後見人の支援を検討
- ③ 後見人選任後も後見人の選任形態等を柔軟に見直し
本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じて柔軟に後見人の交代や追加選任を行う

報酬

最高裁において検討のための参考資料を作成 別紙3-③
専門職団体は意見を提出

報酬の見直しには利用支援事業の拡充が不可欠 など

申立て

研修を受けた市民や法人が後見人候補者となることもある

※注 3

本人のニーズ・課題の確認 ※注 1 + 親族等の後見人候補者の有無 ※注 2

財産管理面の課題

身上監護面の課題



候補者なし

候補者あり

親族等候補者を選任することの適否の検討

親族等候補者を選任することが相当でない事情 (例 親族間の対立) の有無

事情あり

事情なし

親族等候補者が本人のニーズ・課題に対応できるか
 ・課題の専門性
 ・候補者の能力・適性 ※注 4
 ・不正行為防止の必要性

本人の意向や親族等候補者と本人の従前の関係等も考慮

中核機関等による支援があれば対応できる ※注 5

不正行為防止の必要性が高い
 (例 財産が多額・複雑で後見制度支援信託等を利用しない事案)

候補者の能力・適性が不足しており、中核機関等の支援があっても対応が困難 ※注 6

本人のニーズ・課題の専門性が高く、中核機関等の支援があっても対応が困難

中核機関等による継続的な支援の有無

中核機関等による支援があり、適切な後見事務が期待できる

中核機関等の支援が期待できない
 (中核機関等の機能充実が図られていない場合も含む)

親族等後見人を選任

親族等後見人と
 専門職後見監督人を選任

専門職後見人を単独選任
 又は
 専門職後見人と親族等後見人を選任

専門職後見人を選任

後見人の選任形態等を定期的に見直し

- ・ ニーズ・課題の状況
- ・ 親族等後見人の状況
- ・ 親族等後見人への支援の有無
- ・ 不正行為防止の必要性 など

検討

- ・ 専門職関与の要否, 専門職の選任形態
- ・ 本人のニーズや課題解決に適した専門職への交代又は追加選任

「基本計画を踏まえた後見人等の選任の検討のための参考資料」の補足説明

この「基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ」（以下「選任イメージ」という。）は、家庭裁判所に対して後見開始の審判の申立てがされた事案について、中核機関等による親族等後見人の支援が十分に機能するまでの過渡期における、家庭裁判所での後見人等選任の検討過程をイメージとして図示したものである。

この選任イメージは、家庭裁判所における後見人等選任の検討過程について、家庭裁判所と専門職団体との間で共通認識を形成する目的で作成したものであり、中核機関等における後見人候補者のマッチングにおける検討過程を示したものではないことに留意されたい。

注1：「本人のニーズ・課題」との記載について

「本人のニーズ」とは、後見人が、本人の権利擁護の観点から、財産管理面及び身上監護面において解決すべき問題を意味する。

また、「課題」とは、当該事案において、後見事務を行う上で問題となり得る事項を意味する。

注2：「親族等」との記載について

「親族等」とは、専門職以外の者で、本人にとって身近な支援者を意味する。本人をよく知り、後見人として支えてゆく意欲と能力のある方であれば、親族に限らず、近隣の知人なども、後見人候補者になり得ると考えられる。

注3：「研修を受けた市民や法人が後見人候補者となることもある」との記載について

研修を受けた市民が後見人候補者となっている場合について、当該候補者を後見人として選任するか否かの判断にあたっては、家庭裁判所が、選任イメージに記載されている検討要素のほか、市町村による市民後見人の育成に向けた研修の内容、研修終了者の経験・実績、研修終了者に対する支援態勢等の諸事情（現状においては、これらの諸事情は地域によって異なっている。）をも考慮して判断することになると考えられる。

また、法人が後見人候補者となっている場合について、当該法人を後見人として選任するか否かの判断にあたっては、選任イメージに記載されている検討要素のほか、当該法人の性質、当該法人の実績、本人との利害関係の有無等の諸事情をも考慮して判断することになると考えられる。

注4：「候補者の能力・適性」との記載について

候補者の「能力」とは、後見事務を処理する能力を意味する。

また、候補者の「適性」とは、後見人として適切に事務を行うための資質を意味する。具体的には、本人の意思の尊重や権利擁護の理念を理解し、家庭裁判所や中核機関等の

関係機関・関係者と連携して、本人の利益のために後見事務を行うことができる資質をいう。

注5：「中核機関等による支援があれば対応できる」との記載について

「中核機関等による支援があ」る場合とは、親族等後見人が後見事務を行うにあたり、継続的に中核機関等による支援を受けることができる環境にあることを意味する。中核機関が親族等後見人に対する支援を行っていないなくても、専門職や福祉機関等が中核機関に代替して継続的な支援を行っている場合は、「中核機関等による支援があ」といえる。

また、中核機関等による支援があれば「対応できる」とは、中核機関等による支援を受けることにより、本人のニーズ・課題への対応を含め、親族等後見人が自ら全ての後見事務を行うことができる場合を指す。

なお、中核機関の機能が充実するまでの過渡期においては、家庭裁判所が当該事案に関して入手することができる情報は限られており、後見開始の審判を行う時点で、本人のニーズ・課題や候補者の能力・適性を的確に把握することが困難な場合もあると考えられる。このような過渡期における状況を踏まえると、家庭裁判所は、候補者が「中核機関等による支援があれば」一応自ら「本人のニーズ・課題に対応できる」と判断した場合において、「中核機関等の（継続的な）支援が期待できない」ときは、親族等後見人に加えて専門職後見監督人を選任し、その後、監督人が監督事務を通じて後見人が適切に後見事務を処理しているか否か（当初は把握していなかった課題や親族等後見人の能力・適性に関する問題がないか）を確認した結果に基づき、専門職関与の可否や選任の形態を見直すという運用を行うことが考えられる。選任イメージにおいては、このような過渡期における運用は、「中核機関等による支援があれば対応できる」→「中核機関等による継続的な支援の有無」→「中核機関等の支援が期待できない」→「親族等後見人と専門職後見監督人を選任」→「後見人の選任形態等を定期的に見直し」の類型に含まれるものと整理している。

注6：「候補者の能力・適性が不足しており、中核機関等による支援があっても対応が困難」との記載について

「候補者の能力・適性が不足しており、中核機関等による支援があっても対応が困難」な場合とは、家庭裁判所が後見開始の審判を行う時点において、候補者の能力が不足し、又は候補者が後見人としての適性を欠いており、中核機関等による支援があっても本人のニーズ・課題に対応することが困難であることが判明している場合を意味する。

基本計画を踏まえた報酬算定の検討のための参考資料

- ・ 主要な後見事務を「基本的事務」と「付加的事務」に分けて整理
- ・ 具体的な報酬の金額については、裁判官が事案ごとに後見人が行った事務の内容や難易度等を総合的に考慮して判断

基本的事務

…すべての事案において行うべき後見事務

付加的事務

…必要に応じて行うべき後見事務

時期	主な後見事務		事務の具体的な内容の例	事務の難易度等を検討する際の考慮事情の例
1 初期 就任から 初回報告まで	財産管理事務	本人財産の調査と財産管理面でのニーズ・課題の把握	・ 本人・親族からの財産の引継ぎ ・ 郵便物等の確認、金融機関等への照会	・ 預貯金口座が多数、財産や収支が複雑 ・ 財産調査困難
		財産目録の作成		・ 財産が複雑
		金融機関等への後見人届出	・ 金融機関や税務署等への届出	・ 金融機関等が多数
		財産管理の基本的方針決定及び収支予定表の作成	・ 定期報告までの方針決定	・ 本人や親族等の意向調整が困難 ・ 親族間の扶養調整が必要
	身上監護事務	本人の心身・生活状況と身上監護面での課題の把握	・ 本人・親族との面談 ・ 医療・福祉関係者等からの聴取	
		身上監護の基本的方針決定	・ 医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・ 定期報告までの基本的方針の決定	・ 支援者ネットワークを構築 ・ 本人や親族等の意向調整が困難
報告事務	後見事務報告書（初回）の提出		・ 提出の遅延、添付書類不足	
2 継続中 初回報告から 終了まで	財産管理事務	財産の維持管理	・ 現金や預貯金の管理と記録 ・ 不動産の維持管理、固定資産税の支払等	・ 財産や収支が複雑
		財産管理の基本的方針決定	・ 次回定期報告までの方針決定 ・ 財産状況に変化があった場合の方針変更	・ 本人や親族等の意向調整が困難 ・ 親族間の扶養調整が必要
		後見制度支援信託・支援預金の契約		
		不動産任意売却		・ 売却が困難
		遺産分割協議		・ 紛争が複雑であり調整が困難
	身上監護事務	本人の心身・生活状況の把握	・ 定期的な本人との面会 ・ 親族や医療・福祉関係者等からの聴取	
		身上監護の基本的方針決定	・ 医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・ 心身の状況に変化があった場合の方針変更	・ 支援者ネットワークを構築 ・ 本人や親族等の意向調整が困難
		介護保険に関する手続	・ 介護保険認定の申請・更新・内容の変更など	
		施設入所契約		・ 医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・ 施設での受入が困難
	報告事務	後見事務報告書（定期）の提出		・ 提出の遅延、添付書類不足
3 終了時	財産管理事務	事件終了の関係機関等への通知		
		管理計算		
		親族への財産引継ぎ		・ 引継が困難
		火葬・埋葬の契約		・ 後見人が親族
		葬儀契約		・ 葬儀を主催
	報告事務	後見事務報告書（最終）の提出		・ 提出の遅延、添付書類不足